

第12号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

第18条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第26条各号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円

(2) 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

第26条の2中「前条及び」を「前条第1項及び」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

第29条第1項の表第5号中「第26条第1号」を「第26条第1項第1号」に、「第26条第2号」を「第26条第1項第2号」に改め、同表第6号左欄中「第26条」を「第26条第1項」に、「第7号」を「次号」に改め、同号右欄を次のように改める。

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額（第26条又は次号の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額）の2割に相当する額

第29条第1項の表第7号中「第26条第1号」を「第26条第1項第1号」に、「第26条第3号」を「第26条第1項第3号」に改める。

附則第2項中「第26条」を「第26条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。